役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第１条　この規程は、社会福祉法人ややま福祉会(以下「この法人」という。)の定款第８条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴役員とは、理事及び監事をいう。

⑵常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

⑶非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

⑷評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

⑸報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

⑹費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第３条　この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　この法人の全評議員の報酬総額は年間 50 万円以内とする。

３　常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

４　この法人の全理事の報酬総額は、年間 100 万円以内とする。

５　この法人の全監事の報酬総額は、年間 10 万円以内とする。

６　非常勤理事の報酬は、理事会出席の都度、謝金として一人一律 4,500 円とする

７　監事の報酬は、監査及び理事会出席の都度、謝金として一人一律 4,500 円とする。

８　評議員の報酬は、評議員会出席の都度、謝金として一人一律 4,500 円　とする。

(費用弁償)

第４条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

２　役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規則に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第５条　非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除をして支給する。

(公表)

第７条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 15 日から施行する。